平成２１年（フ）第３７１号
広島県福山市田尻町4498番地１－７－202、前住所広島県福山市清水ケ丘22番
債務者　板倉　栄子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９７号
広島県福山市沼隈町大字常石127番地　開谷社宅９号館305、前住所広島県福山市南蔵王町２丁目３番５号タウンハイツ高尾Ａ202
債務者　前谷　　光
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６７号
長崎県西海市西海町七釜郷2376番地９
債務者　松本　健嗣
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
長崎県佐世保市吉岡町1733番地５
債務者　藤井　千重
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
長崎県佐世保市天神４丁目21番５号
債務者　竹中　久幸
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免510番地
債務者　田島　恵介
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
長崎県佐世保市折橋町22番12号、旧住所長崎県佐世保市天神５丁目28番２号
債務者　近藤　憲一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
長崎県佐世保市上本山町864番地　２棟103号、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番５－305号
債務者　宇都宮陽子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７３１号
栃木県宇都宮市氷室町399番地１
債務者　藤田　　忠
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８２号
青森県上北郡七戸町字宇道坂55番地７
債務者　大池　浩幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
青森市幸畑１丁目26番12号
債務者　小野　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２９３号
埼玉県八潮市大字南川崎492－１
債務者　岩井美代子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５１５号
東京都板橋区高島平９丁目20－３　第二葵マンション602
債務者　糸賀　智久
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０３号
青森市小柳２丁目16番２号
債務者　神　　晴子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４６号
東京都立川市西砂町２丁目29番地の13フェニックスＡ102号
債務者　荒畑　順子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部